

# 1日あたりの利用料

(入所)

H30年4月1日より

個室

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料	648単位 6,946	705単位 7,675	786単位 8,286	763単位 9,154	920単位 9,701
2.介護保険給付額	6,251	6,907	7,457	8,239	8,731
3.自己負担額(1-2)	695	768	829	915	970
4.居住費	利用者負担第1段階…  利用者負担第2段階…  利用者負担第3段階…  利用者負担第4段階…	320円  420円  820円  1250円			
5.食費	利用者負担第1段階…  利用者負担第2段階…  利用者負担第3段階…  利用者負担第4段階…	300円  390円  650円  1440円			
6 自己 負 担 額 合 計	第1段階  第2段階  第3段階  第4段階	0 1,505 2,165 3,385	0 1,578 2,238 3,458	0 1,639 2,299 3,519	0 1,725 2,385 3,605
					0 1,780 2,440 3,660

\* 1日あたりのサービス料には下記の加算が含まれています。

日常生活継続	36単位	栄養マネージメント	14単位
看護体制(I)	6単位		
看護体制(II)	13単位		
夜勤職員配置	22単位		

多床室

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料	648単位 6,946	705単位 7,675	786単位 8,286	763単位 9,154	920単位 9,701
2.介護保険給付額	6,251	6,907	7,457	8,239	8,731
3.自己負担額(1-2)	695	768	829	915	970
4.居住費	利用者負担第1段階…  利用者負担第2段階…  利用者負担第3段階…  利用者負担第4段階…	0円  370円  370円  840円			
5.食費	利用者負担第1段階…  利用者負担第2段階…  利用者負担第3段階…  利用者負担第4段階…	300円  390円  650円  1440円			
6 自己 負 担 額 合 計	第1段階  第2段階  第3段階  第4段階	0 1,455 1,715 2,975	0 1,528 1,788 3,048	0 1,589 1,849 3,109	0 1,675 1,935 3,195
					0 1,730 1,990 3,250

・ご希望による下記サービスについてはご利用者の実費負担になります。  
理美容、新聞購読費、日用品(ティッシュ等)、テレビ等電気使用代  
インフルエンザ予防接種代 等

## その他+@の加算について

- 1 : 管理栄養士がご利用者の病状に応じて主治医の指示のもと療養食を提供した場合(療養食加算)1日につき18単位(20円)加算されます。
- 2 : 摂取障がいがある方の経口摂取を維持するための栄養管理を実施した場合(経口維持加算Ⅱ)1日につき5単位(6円)加算されます。
- 3 : 経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合(経口移行加算)1日につき28単位(30円)加算されます。
- 4 : 入所後の30日間及び30日を超える入院後、再び入所してから30日間(初期加算)1日につき30単位(33円)加算されます。但し30日を限度とします。
- 5 : 医師が終末期にあると判断した入所者について本人又は家族の同意を得ながら施設職員が共同して看取りを行った場合 ※看取り看護体制加算が算定されます
- 6 : 入所者が、入院を要した場合、外泊をした場合の料金(1ヶ月に6日を限度とします。)
  - ・上記にかえて1ヶ月に6日を限度として1日につき246単位(264円)の施設サービス費をいただきます。
  - ・居住費につきましては入院又は外泊の期間も料金を頂きます。(ベッドをショートステイに利用させていただいた場合は、居住費をいただきません。)
- 7 : 処遇改善金加算Ⅰ 総単位数1000分の25に相当する単位数が加算されます。
- 8 : 別途、貴重品管理料として1日100円の費用がかかります。

### \* 利用者負担段階と利用者負担上限額(1か月あたり)

利用者負担段階		利用者負担上限額
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村税非課税の方 ・生活保護受給者	15,000円
第2段階	世帯全員が市町村税非課税の方で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,000円
第3段階	世帯全員が市町村税非課税の方で、第2段階以外の方	24,600円
第4段階	第1段階から第3段階以外の方(世帯課税)	37,200円
第4段階	現役並み所得者に相当する第1号被保険者(65歳以上の方)がいる世帯の方	44,000円